

【追加Q & A 4/10版】

Q 2 2. 介護施設や通所介護事業所等で勤務する看護師は対象になりますか？

【A 2 2】

- ・ 人員配置として介護職員との兼務とされており、かつ介護職員としての業務を週20時間以上行っている職員についてのみ対象となります。
看護師として配置されている時間中に介護職員と同様の業務を行う時間については対象となりません。

【追加Q & A 4/10版】

Q 2 3. 所定労働時間が週20時間以上である職員が対象ですが、月単位で所定労働時間を定めている場合はどのような扱いになりますか？

【A 2 3】

- ・月単位としては、所定労働時間が月80時間以上である方を対象とします。

【追加Q & A 4/10版】

Q 2 4 . 月ごとに実績の労働時間が違う方で、年間で平均すると週20時間を超える職員がいます。年度末に労働時間を確認して、まとめて12か月分手当を支給することは可能ですか。

【A 2 4】

- ・年間の労働時間により12か月分を一括支給することはできません。実労働時間で実績払いをする場合は、月単位での労働時間により判断し、月ごとに手当の支給の有無を決めて下さい。

【追加Q & A 4/10版】

Q 2 5 . この居住支援特別手当は時間外労働などの割増賃金の基礎となる賃金として扱うものですか？

【A 2 5】

- ・ ご質問のとおりです。

【追加Q & A 4/10版】

Q 2 6 . 同一法人内の介護サービス事業所間で兼務する者で、個別では週20時間以上にならないが、各事業所の勤務時間を合計すると週20時間以上となる者は対象となりますか。

【A 2 6】

- ・各事業所の勤務時間の合計が週20時間以上、もしくは月80時間以上であれば対象となります。

【追加Q & A 4/10版】

Q 2 7. 直接雇用している特定技能介護及び技能実習生の外国人介護職員は対象となりますか。

【A 2 7】

- ・ 本事業の補助条件を満たす場合は対象となります。
なお、留学生の場合は、東京都の「介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金」にて、居住費の申請をしている人は本事業の対象となりません。

【追加Q & A 4/10版】

Q 2 8 . 居住支援特別手当は、介護職員等処遇改善加算計画書において、賃金改善額に含まれますか。

【A 2 8】

- ・居住支援特別手当は、介護職員等処遇改善加算計画書の賃金改善額に含まれません。
なお、賃金総額には影響しますが、年度途中から給与規定等を改訂し、当該手当を新設した場合であっても、計画書の変更届の提出は不要です。実績報告において「加算の影響を除いた賃金額」に居住支援特別手当分を入れてください。